

保護者の皆様へ

令和8年度 修学旅行にかかる保護者負担軽減の実施について

日頃から、学校運営に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本区においては、令和5年9月より学校給食費の無償化(給食補助事業)を実施し、教育にかかる家計負担の軽減に取り組んでいますが、その取り組みをさらに進め、更なる家計負担の軽減に寄与するため、令和8年度の修学旅行にかかる保護者負担軽減事業を実施することになりました。

保護者負担軽減の経費は、区から補助金として支出しますが、学校給食費の無償化と同様に交付申請や実績報告等の補助金にかかる各種手続きを学校長へ委任していただく必要がありますので、保護者の皆様には「江戸川区立中学校修学旅行費負担軽減補助金交付申請等委任状」(以下、委任状という。)のご提出をお願いいたします。具体的な内容は下記のとおりです。

記

1 対象者

江戸川区立中学校に在籍する3学年の生徒及びその保護者

2 手続方法

このお知らせをご覧になり、在籍する学校へ委任状をご提出ください。

(保護者の委任を受けた各学校長が区へ保護者負担軽減の経費(補助金)の交付申請等の各種手続きをします)

委任状は、 月 日までにご提出ください。

3 補助金額

生徒一人あたり上限80,000円

※各校で生徒一律でかかる費用(集合場所を起点とする交通費や宿泊費等)を補助対象とします。

※各校で生徒毎の費用に差があるもの(班別行動の費用やお小遣い等)については、補助対象外となります。

4 積立金の返金(既に徴収済の場合)

修学旅行終了後、学校から保護者口座へ返金いたします。返金時期は学校より別途ご案内いたします。

5 その他

就学援助・就学奨励を受けられている方につきましても、委任状のご提出をお願いいたします。

委任状の委任期間は在籍校を卒業するまでです。江戸川区内で転校した際は、転校先の学校で改めて委任状をご提出ください。

問い合わせ先

学校(電話 -)

学務課学校経理係(電話 5662-1625)